

新型コロナウイルス対応について

新型コロナウイルスの影響が、様々な形で生活に影響を落とし始めています。いつどこで何が起きてもおかしくない状況になってきており、法人・事業所としても、最悪の事態も想定して対策を講じておく必要が生じています。

最近よくお問合せをいただく内容をまとめておきますので、いざというときに慌てないよう、確認しておいていただきたいと思います。

★職員を休ませる際の対応

- ①事業所を自主的に閉鎖、休業するなどにより、職員を休ませる場合 → 「使用者の責に帰すべき事由による休業」にあたり、「休業手当」の支払が必要。
- ②本人の体調に問題はないが、家族がウイルスに感染（疑いがある）等で不安があるため休ませる場合 → 上記①と同様、休業手当の支払が必要。
- ③職員本人が新型コロナウイルスに感染した場合 → 入院・自宅待機など就業制限の対象となり、「使用者の責に帰すべき事由による休業」にはあたらないため、休業手当の支払は不要。

「休業手当」…事業主の都合で職員を休ませる場合、事業主は**平均賃金の6割以上の「休業手当」**を支払う義務があります（労基法26条）

※平均賃金の計算方法

- A. 前3か月間の賃金総額（各種手当等を含む）を、その期間の総日数（暦日数）で割った金額。
[パート職員等で勤務日数が少ない場合]
- イ. 前3か月間の賃金総額を、その期間の労働日数（出勤日数）で割った金額の6割。
→ Aとイのどちらか高い方を適用。

いずれにせよ給料が減ってしまうことになりまので、法人としてできる限り満額を補償したり、本人の希望・選択によっては年次有給休暇での対応とすることも問題はありません。

★雇用調整助成金

稼働率や売上の減少など事業活動の縮小に伴って職

員を休業させた場合に、休業中に支給した賃金（休業手当）の一部を助成するものです。

現在、大幅な特例措置が行われており、助成率は原則3分の2のところ、4月1日からは最大で9割となっています（中小企業の場合）。また、雇用保険に加入していない職員も助成対象として拡充されています。

雇用調整助成金は売上減少の要件や計画届の作成など必要事項がありますので、詳しくは労働局へお問合せください。[※厚労省「雇用調整助成金」](#)

★事業所から新型コロナウイルス感染者が出て、事業所閉鎖・営業停止となった場合

前述のとおり、「使用者の責に帰すべき休業」ではありませんが、それ以上に経営的なダメージが大きくなります。現在、福祉医療機構が無担保・無利子での経営資金、長期運転資金の融資を行っています。また、日本政策金融公庫や市中銀行でも資金繰り支援のための融資が行われています。

○[福祉医療機構](#) [福祉貸付事業](#)

○[経済産業省](#) [新型コロナウイルス関連ページ](#)

正確な情報を集め、この難局をなんとか乗り越えていきましょう。ご心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。（連載コラムはお休みしました）

事務所開設5周年！

当事務所は、2020年4月1日で開設から丸5年となり、6年目のシーズンに突入いたしました。

これまで出会えたすべての皆様に感謝を申し上げます。

世界的に大変な状況ではありますが、当事務所はこれからも、できることを、迅速に、着実に、続けていきたいと思っています。今後とも、変わらぬお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net